
2015年8月4日(火)発行

メルマガ～開示会計を学ぶ～ Vol.5

株式会社スリー・シー・コンサルティング

- 1 会計ニュースダイジェスト(2015年7月)
- 2 特集 招集通知の発送前開示
- 3 ワンポイント開示会計問題演習 「連結損益計算書1」
- 4 児玉厚の開示川柳「組織的 監査限界 露呈する！」
- 5 編集後記

—【PR】—

児玉厚のキャッシュ・フロー予算作成演習講座(共催:宝印刷株式会社)

<http://3cc.co.jp/yosan/top.php>

<https://takara-print.smktg.jp/public/seminar/view/39>

-
- 1 会計ニュースダイジェスト(2015年7月)
-

- 1) 経産省、コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会報告を公表(7月24日)
(コーポレート・ガバナンスの実践
～企業価値向上に向けたインセンティブと改革～)

2014年12月より検討を再開した同研究会の議論を取りまとめたもので、

- ・中長期的な企業価値向上のためのインセンティブ創出
- ・取締役会の監督機能の活用
- ・監督機能を担う人材の流動性の確保と社外取締役の役割・機能の活用

という基本的な考え方を前提に、具体的な施策として新しいボードプラクティスの具体例、会社役員賠償責任保険の活用に関する実務上の検討ポイント及び法的論点に関する解釈指針などを示しております。

中でも、社外取締役が社外性を失う「業務執行」に該当しない業務の例を示しているのが注目されます。例えば、業務執行者から独立した内部通報の窓口となることは業務執行に当たらないとしております。

http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/sansei/corporate_gov_sys/report_001.html

2) IFRS「収益」新基準、適用延期及び修正案公表（7月22・30日）

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用時期は2017年1月1日以後開始事業年度の予定でしたが、これを1年延期して2018年1月1日以後開始事業年度とするものです。
正式な基準改正は9月になる見通しです。

<http://www.ifrs.org/Alerts/PressRelease/Pages/IASB-confirms-one-year-deferral-of-effective-date-of-revenue-Standard.aspx>

また、同基準の明確化を図るための修正案を7月30日に公表しました。

（意見募集期限：2015年10月28日）

以下の点に関して、設例の追加や基準の修正などを提案しています。

- ・ 履行義務の識別
- ・ 本人か代理人かの検討
- ・ 知的財産ライセンス
- ・ 移行時の実務上の便法

<http://www.ifrs.org/Alerts/PressRelease/Pages/IASB-proposes-clarifications-to-revenue-Standard.aspx>

3) IFRS財団の構造と効果に関するレビューを実施（7月7日）

（意見募集期限：2015年11月30日）

同財団は5年ごとに構造と効果に関するレビューを受けています。
実際に2005年と2010年に実施しており、その他、2012年にも同財団モニタリングボードによるガバナンスレビューを受けています。

今回のレビューでは以下の3点が重点項目になります。

- ・ IFRSの有用性が維持されているか
- ・ IFRSの適用の一貫性
- ・ ガバナンスと財務（IASBの規模を含む）

<http://www.ifrs.org/Alerts/PressRelease/Pages/Trustees-seek-public-input-on-review-of-the-structure-and-effectiveness-of-the-IFRS-Foundation.aspx>

— 【PR】 —

ディスクロージャー人材の育成に最適！「財務報告実務検定」実施中
テキストは現行法令に完全対応、学習したことが開示実務に直結！
<http://zaimuhokoku.jp/>

定時株主総会の招集通知は総会に先立って株主に送付する必要があります。

しかし、招集通知を発送前にインターネット上に掲載することに制約はなく、去る5月13日に制定された「コーポレートガバナンス・コード」では、上場会社は、株主への早期の情報提供を図るため、招集通知の内容を発送に先立ってTDnetや自社のウェブサイトにより電子的に公表すべきことが明記されております。

コーポレートガバナンス・コードは2015年6月1日から適用されますが現状どうなのか、2015年3月31日決算の全上場会社のウェブサイトを開覧し、

- ・そもそも招集通知を掲載しているか
- ・招集通知をいつ掲載したのか、掲載日を明記しているか
- ・その掲載日は発送日より前か

という観点で調査いたしました（調査期間：6月10日～6月30日）。

招集通知はTDnetでも開示されますが、自社ウェブサイトのみを調査対象にしております。また、会計監査人監査を受けている会社で発送日までに会計監査人監査が終了している会社に限っております。

<調査結果>

1) 発送前開示比率

自社ウェブサイトへの掲載（注1）は上場会社全体のうち71.0%、掲載日の明記は同55.8%、発送前開示（注2）は同24.8%でした。

上場区別で見ると、東証1部では33.9%と約3分の1の会社で発送前開示を行っており、中でも日経225銘柄（192社）では過半数の51.5%の会社が発送前開示していました。

一方、東証1部以外では自社ウェブサイトへ掲載している会社が全体の半数強に過ぎず、発送前開示は同1割強にとどまっています。

ただ、掲載しているのに掲載日を明記していない会社が日経225銘柄で23.9%と、上場会社全体（15.2%）よりも多くなっています。

業種別では、銀行業で60%の会社が掲載日を明記していませんでした。

なお、TDnetへの掲載日を基準とした場合には上場会社全体の35.1%、日経225銘柄の69.2%が発送前開示していました。

（自社ウェブサイトに掲載していない、又は掲載していても掲載日を明記していない会社についてTDnetへの掲載日を確認した）

2) 招集通知期間

招集通知から株主総会までの日数は、上場会社全体では

発送日基準で平均 18.20 日（標準偏差 2.94）、開示日基準で平均 19.54 日（標準偏差 4.25）でしたが、日経 225 銘柄では発送日基準で平均 21.78 日、開示日基準で平均 25.23 日でした。

（開示日基準：招集通知の発送日又はインターネット（自社ウェブサイト又は TDnet）への掲載日のいずれか早い日から株主総会までの日数）

* 詳細なデータはメルマガ読者にのみ公開しています。

（注 1）（狭義の）招集通知、事業報告計算書類、監査報告書及び参考書類一式を掲載した会社を指し、インターネット開示事項のみ、又は招集通知の訂正のお知らせのみを掲載する会社は含まない。

（注 2）「発送日前に掲載しました」と記載しておきながら掲載日が書かれていない会社もあったが、掲載日を確認できない以上、「掲載日を明記していない会社」として取り扱っている。

— 【PR】 —

スリー・シー・コンサルティングの有価証券報告書等チェックリスト
法令適合性、数値整合性の完全チェックで訂正防止の決定版
改正会社法事業報告対応の 2015 年 6 月版 好評発売中！
<http://www.3cc.co.jp/kaiji/checklist.php>

3 ワンポイント開示会計問題演習

以下について、正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。

- 1) 連結損益計算書において、売上値引及び返品がある場合には、総売上高、売上値引及び戻り高をもって掲記することができる。
- 2) 連結損益計算書において、市場価格の変動により利益を得る目的をもって所有するたな卸資産の評価差額は、売上高を示す名称を付した科目に含めて記載しなければならず、営業外収益又は営業外費用に含めて記載することはない。
- 3) 連結損益計算書において、通常の販売の目的をもって所有するたな卸資産が、収益性の低下により帳簿価額を切り下げた場合であっても、当該切下額に重要性が乏しい場合には、区分掲記又は注記を省略することができる。
- 4) 連結損益計算書において、引当金繰入額はすべて、販売費及び一般管理費として表示される。
- 5) 連結損益計算書において、持分法による投資利益と持分法による投資損失が生ずる場合には、これらを相殺して表示しなければならない。
- 6) 連結損益計算書の特別利益において、各利益のうち、その金額が

特別利益の総額の100分の10以下のもの一括して表示することが
適当であると認められるものについては、当該利益を一括して示す名称を
付した科目をもって掲記することができる。

- 7) 連結損益計算書において、税金等調整前当期純利益金額又は
税金等調整前当期純損失金額に法人税等を加減した金額は、
当期純利益金額又は当期純損失金額として記載しなければならない。

* 解答・解説はメルマガ読者にのみ公開しています。

— 【PR】 —

ディスクロージャー人材の育成に最適！「財務報告実務検定」実施中
テキストは現行法令に完全対応、学習したことが開示実務に直結！
<http://zaimuhoukoku.jp/>

5 児玉厚の開示川柳

* 児玉厚（株式会社スリー・シー・コンサルティング 代表取締役）による
「開示川柳」をお届けしております。

「 組織的 監査限界 露呈する！ 」

以前、大手企業の営業責任者だった大学時代の友人から、
予算実務のヒアリングをしたことがある。

予算未達は経営者会議に呼び出され、絞られる。

未達額を各部署で調整してまわる。

気の弱い営業マンはノイローゼになる。・・・

まさに東芝と同じだ。

東芝だけが特別ではなく、多くの上場会社が
同じ実態を抱えているのではないかと心配する。

でも、投資家から見ると、何故プロである監査法人がこれほど大規模な
経理操作を見抜くことができなかったのだろうか？

同じ会計士として胸が痛い。

鉄鋼商社の経理の時代、こんな会話をしていた。

「今回も、グレーゾーン取引100件近くあると思いますが、
この内会計士はいくつ指摘できますかね？」

10人の会計士の内、ちゃんと指摘する会計士は一人だけでした。

9人は形式的なチェックばかりで本質を突いてくることは

ありませんでした。

一人の会計士は、雑談をしながら、振替伝票や証憑ファイルを通査し、異常点の部分を折ってゆく。

「〇〇課長。これ〇〇なんだからおかしいよね。・・・。」

〇〇課長：「まいったな。わかりました。修正します。・・・」

会計士としてプロとしての発見的能力をもつ人は
10人に一人ぐらいなんだなとこの時実感しました。

でも、東芝の監査をする会計士は優秀な方が送り込まれているはずであり、異常点を把握し、監査法人内部では「不適正経理の修正を迫るべき」という激しい議論をしていたはずだと個人的には思う。

でも、組織的には「適正意見」を表明した。

新国立競技場問題も、東芝の問題も、大手監査法人の問題も
組織が大きくなればなるほど「無責任」に
なっているのが実態ではないだろうか？

東芝の問題も組織が問題を指摘した訳ではなく、勇気ある個人が
内部告発に踏み切ったから大規模な経理操作が発覚した訳だ。

金融庁は一貫して、組織的監査・批判的監査を進めてきている。

監査法人時代はまだ指導的監査の時代だった。

経営者が監査人に事前に重要事項を相談し、判断を仰いでいた。

もし、東芝の社長と監査人との間に深い信頼関係があり、
事前に相談があったら、この様な間違った経営判断を
踏みとどまらせることができたと思う。

監査法人時代のボスはいつもこう言っていた。

「監査報告書への署名は『覚悟を決める』ことなんだ！」

結果責任をすべて負う。

新日本監査法人の創始者である太田哲三さんの言葉を思い出す。

「監査は常にパーソナルである！」

開示川柳

「 組織的 監査限界 露呈する！ 」

—【PR】—

児玉厚のキャッシュ・フロー予算作成演習講座（共催：宝印刷株式会社）

<http://3cc.co.jp/yosan/top.php>

<https://takara-print.smtg.jp/public/seminar/view/39>

6 編集後記

私が旧国立競技場に足を踏み入れたのは結局1回だけでした。

普段スポーツ観戦をあまり嗜まないこともあり、今まで国立競技場とは縁がない人生を送ってきたのですが、解体・改築の話を知り、一度は中を見ておこうと思い立ったのが昨年4月。競技等のないときは観客席等を見学できるとのことなので、八重桜が咲き誇る好天の日に来訪しました。

見学可能なのは観客席のごく一部でしたが、競技場終焉の話を知り、見学者で結構にぎわっていました。もちろんトラック自体は通常の陸上競技場と同じ大きさ（8レーンしかないのが今どきの規格に適合しない）ですが、スタンドをずっと降りていくと目の前に障害走の濠が。その先は芝生のピッチで、この瞬間にも係員が芝生の手入れに精を出していました。右手にメインスタンド、左手に聖火台。年季の入ったベンチに腰を下ろす。

その後見学エリアを去り、併設の博物館に立ち寄りしました。貴重な資料もいろいろありましたが、再認識したのはこの競技場が「二代目」であること。周知の通り旧国立競技場は1964年開催の東京オリンピックなどを念頭に建設されたものですが、実際には以前あった競技場を改築したものでした。その競技場こそがかつての「明治神宮外苑競技場（1924年竣工）」で、よく日本史の教科書に出てくる戦時中の学徒出陣壮行会の行われた、まさにその場所だったのです。

ちなみにものの本によると、1940年に予定していた東京オリンピックのメイン会場をめぐって、晴海の埋立地を推す東京市と、当競技場を推す大日本体育協会が対立し、一旦は当競技場の改修で済ませることにしたものの駒沢の新競技場建設に変更したとのこと。結局開催されませんでした。

それから1年経った今年の5月。再び当地の前を通ったら競技場は跡形もなく消え、柵の中に巨大な更地が生まれていました。（高橋）

—【PR】—

- * 2008年3月の発売から今年で8年目を迎える
スリー・シー・コンサルティングの有価証券報告書等チェックリスト *

法令適合性と数値整合性の両面からチェックし、訂正防止に万全を図ります。

2015年6月版は改正会社法事業報告（2015年5月決算より適用）及び四半期連結財務諸表科目表示等の改正を含め6月25日にリリースしました。

有報（短信含）54,000円 四半期・会社法各43,200円（いずれも税込）

<http://www.3cc.co.jp/kaiji/checklist.php>

— 【PR】 —

* キャッシュ・フロー予算作成演習講座（共催：宝印刷株式会社） *

児玉厚（公認会計士 株式会社スリー・シー・コンサルティング代表取締役）
と一緒にキャッシュ・フロー予算を作ってみませんか？

実績予想から次期の予算P/L・B/Sそしてキャッシュ・フローへ展開します。
評価基準を予算P/Lから予算C/Fへ変更したら賞与がどう変わるか、注目！

対象：予算財務諸表の作成を初めて行う方
予算財務諸表関係の作成・修正作業に不安のある方

2015年6月より2016年2月まで月1回開催（各回同一内容）

<http://3cc.co.jp/yosan/top.php>
<https://takara-print.smktg.jp/public/seminar/view/39>

— 【PR】 —

* 財務報告実務検定 *

- ・金商法、会社法から適時開示までを体系的学べる唯一の検定
- ・4種類のテキストは法令等の改正に完全対応。学習内容が実務に直結
- ・多忙な経理マンに配慮し、CBT試験を採用。全国の試験会場で通年受験可
- ・合格後「財務報告実務検定会員」になると、テキスト・受験料が割引きに
- ・上場企業人事やCFOからディスクロージャー人材育成ツールとして引合多数

テキスト購入、受験のお申込みは <http://zaimuhokoku.jp/>

メルマガの登録変更及び購読解除について

当メルマガの登録情報のご変更や購読解除をご希望の方は、
以下のアドレスより手続きをお願いします。

（登録情報のご変更）

<https://1lejend.com/stepmail/edit.php?no=xxzzkh>

(購読解除)

<https://1lejend.com/stepmail/delf.php?no=101100>

メルマガの記載内容等に関するお問い合わせ

当メルマガの記載内容等に関するお問い合わせがございましたら、
以下のメールアドレス又は電話番号よりご連絡願います。

kaijikaikei@3cc.co.jp

TEL : 03-6863-7206 (担当 : 企画部)

発行 : 株式会社スリー・シー・コンサルティング
〒171-0033 東京都豊島区高田 3-14-29 KDX 高田馬場ビル 7 階
URL : <http://www.3cc.co.jp/>

Copyright (c) Three C Consulting Co.,Ltd. All Rights Reserved.